

Ⅲ 一般的診療行為に関する包括同意について（仙台市立病院個人情報保護方針より抜粋）

当院の診療に際しては、診療内容によって、次の方法で診療行為の同意をいただきます。

- 1 書面で同意をいただくもの
- 2 口頭での同意、又は、掲示での明示後にその診療を受けることにより同意に代えるもの

以下の検査、診療行為は、患者さんへの心身のご負担も少なく日常的に行われているものであり、これらについては基本的に上記「2」の方法で同意をいただきます。

（１）【一般項目】

問診・病歴聴取、視診、身体診察、患部等の写真撮影、体温測定、身長・体重測定、血圧測定、リハビリテーション、栄養指導、服薬指導、食事の決定など

（２）【検査、モニター】

血液検査、B 型肝炎・C 型肝炎ウイルス検査、梅毒検査、尿・糞便等検査、蓄尿、痰などの微生物学的検査、鼻腔・咽頭などのウイルス検査、病理・細胞診検査、生理機能検査（心電図検査、運動負荷心電図検査、ホルター型心電図検査、24 時間自由行動下血圧測定検査、脈波検査、呼吸機能検査、脳波検査、聴性脳幹反応検査、超音波検査、筋電図検査、神経伝達速度検査、終夜睡眠ポリグラフ検査等）、X 線一般撮影検査、X 線透視撮影検査、造影剤を用いない CT、MRI 検査、核医学検査、心理検査、心電図・経皮酸素飽和度測定・局所酸素飽和度測定・動脈圧・呼吸換気・B I S・筋弛緩などのモニター、皮内反応検査、アレルギー皮膚テスト、免疫学的検査（ウイルス検査等）、呼気テスト、気管内チューブカフ圧モニター、鼻咽腔喉頭ファイバー検査、気管ファイバー検査、瞳孔測定、眼科各種検査、残尿測定、肛門鏡検査、子宮鏡検査、新生児経皮的ビリルビン濃度測定、体内埋め込み型デバイスの確認・点検など

（３）【処置】

投薬（経口、経管、点眼、点鼻、吸入、肛門内挿入など）、清潔の援助、移動の介助、食事の介助、排泄の介助、体位の変換、口腔ケア、フットケア、酸素投与、浣腸、洗腸、湿布処置、冷・温罨法、臍処置等の処置、感染対策、痰等の吸引、胃管の挿入・留置、エアウェイの挿入・抜去、膀胱カテーテルの挿入・留置、チューブやドレーン類の挿入・固定・抜去、電気メス、エネルギーデバイスの使用、対極板の装着、角膜保護、血液浄化装置の接続・除去、創部・創傷の処置、抜糸、抜釘、皮膚切開、排膿、皮膚縫合、爪切り、う歯、歯周病、義歯の検査と治療、マウスピース作成・装脱着、関節穿刺、脱臼整復、シーネ固定、直達牽引、介達牽引、ギプス装着・取り外しなど整形外科的処置、トリガーポイント疼痛治療、神経ブロック、ネブライザー処置、涙管洗浄、睫毛脱毛など眼科的処置、鼻出血止血、鼻腔・外耳道・咽頭異物除去、扁桃周囲膿瘍切開等耳鼻科的処置、痔核嵌頓整復、非還納性ヘルニア徒手整復、ペッサリー、子宮内避妊具挿入など

（４）【採血・注射等】

静脈血採血、末梢静脈内留置針（点滴路の確保）・持続皮下留置針・動脈留置針の挿入・留置・固定・抜去、注射（皮下注、筋肉内注射、静脈内注射、持続点滴など）、動脈血採血、血糖測定、インスリン注射など

上記の診療項目について不同意の場合にはお申し出ください。診療そのものの目的や、当該診療項目の必要性などを検討して、対応につき協議させていただきたいと思います。

また、この件について、ご不明な点がある場合は当該診療行為を行う担当の職員にご相談下さい。